

■更新手続きに必要なもの■

(1) 運転免許証

(注) 運転免許証を紛失された方は、



[更新と同時に再交付する場合](#) を参照してください。

(2) 運転免許証更新連絡書（はがき）

※ 更新期間までに、運転免許証に記載の住所へ送付されます。

(注) 運転免許証更新連絡書（はがき）のない方も更新手続きができます。

(注) **住所変更等がある場合は、記載事項変更手続きに必要なものを持参**してください。

詳しくは、



[運転免許証の記載事項変更について](#) を参照してください。

(3) 手数料（各講習区分に応じて異なります。）

(4) 高齢者講習終了証明書又は運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書

（有効期間満了日の年齢が70歳以上の方）

(5) 認知機能検査等結果通知書又は認定認知機能検査等結果通知書

（有効期間満了日の年齢が75歳以上の方）

(6) 運転技能検査受検結果証明書又は認定運転技能検査受検結果証明書

（有効期間満了日の年齢が75歳以上で一定の違反がある方）

※ 一定の違反歴がある人は、運転技能検査を受検する必要があります。

※ **(4)から(6)は、免許更新手続きの日までに必ず終了**させておいてください。

詳しくは、



[有効期間満了日の年齢が75歳未満の方](#)

[有効期間満了日の年齢が75歳以上の方](#) を参照してください。

※ 持参した写真での運転免許証作成について

運転免許センターでは、希望により持参した写真で運転免許証を作成することができます。詳しくは、



[持参した写真による運転免許証作成](#) を参照して、**基準に合う写真をお持ちください。**

(注) 持参した写真での作成には時間を要しますので、講習区分に関係なく、交付までに**2時間ぐらい時間がかかります。**